

## 利益相反管理方針（概要）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

### 1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロメリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。

こうした状況の中で、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引等を管理することが求められています。

当社は、金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号）上の有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者及び投資運用業者ですが、これらの法令に基づく利益相反管理体制の整備において求められる利益相反管理方針を策定いたしました。

### 2. 利益相反のおそれのある取引等の類型・特定等のプロセス

#### (1) 利益相反のおそれのある取引等

利益相反管理方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引等」とは、当社又は当社の親金融機関等（下記 3 に定義します。）若しくは子金融機関等（下記 3 に定義します。）が行う取引（以下「対象取引」といいます。）に伴い、顧客の利益を不当に害するおそれのある取引等をいいます。

利益相反は、①当社及び/又は当社の親金融機関等若しくは子金融機関等と顧客の間の利益相反、又は②当社及び/又は当社の親金融機関等若しくは子金融機関等の顧客と他の顧客との間等で生じる可能性があります。

「顧客」とは、当社、又は当社の子金融機関等が行う「金融商品関連業務<sup>1</sup>」に関して、①既に取引関係のある顧客、又は、②取引関係に入る可能性のある顧客をいいます。ただし、国内業務（当社又は当社関係者が日本国内において行う業務をいいます。）と関連性が認められない子金融機関等の顧客を除きます。

---

<sup>1</sup> 「金融商品関連業務」とは、①当社の行う金融商品取引業及び金融商品取引法第 35 条第 1 項に規定する金融商品取引業に付随する業務、及び、②当該運用会社の子金融機関等が行う(i)金融商品取引業（子金融機関等が金融商品取引業者の場合）、(ii)登録金融機関業務（子金融機関等が登録金融機関の場合）、(iii)金融商品取引法第 35 条第 1 項に規定する金融商品取引業に付随する業務（子金融機関等が第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者の場合）、(iv)子金融機関等が行う金融商品取引法第 35 条第 1 項に規定する金融商品取引業に付随する業務に相当する業務（子金融機関等が第一種金融商品取引業、投資運用業のいずれも行わない場合）をいいます。

## (2) 利益相反のおそれのある取引等の類型・判断基準

利益相反のおそれのある取引等の類型としては以下のものが考えられます。しかし、これらの類型は、あくまで利益相反のおそれのある取引等の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって直ちに利益相反のおそれのある取引等となるわけではないことにご注意ください。なお、必要に応じ、将来の追加・修正がありうることにご注意ください。

- 顧客の犠牲により、当社又は当社関係者が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合（忠実義務型）。
- 顧客以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得る場合、又は将来得ることになる場合（忠実義務型）。
- 当社又は当社関係者が保護すべき顧客を相手方とする取引をする場合（自己代理型）。
- 当社又は当社関係者が保護すべき顧客の取引相手の側に立つ取引をする場合（双方代理型）
- 当社又は当社関係者が保護すべき顧客の取引相手との間の、顧客と競合する取引をする場合（競合取引型）。
- 当社又は当社関係者が保護すべき顧客の非公開情報の利用等を通じ、自己の利益を得る取引をする場合（情報利用型）。

なお、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社及び当社グループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情も考慮いたします。

## (3) 具体例

利益相反のおそれのある取引等の取引例としては、以下に掲げるもの及びこれらに類する取引が考えられます。

- 自社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行う場合。
- 通常取引の条件と著しく異なる条件で、自社の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行う場合。
- 自社との間で金融商品取引契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該金融商品取引契約を締結する場合。
- 有価証券関連業を行う金融商品取引業者が発行者等に関する非公開情報を自社の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供する場合。
- 自社の親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘する場合。

- 自社の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行う場合。
- 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が有価証券の引受け等を行っている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資助言業務に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して当該有価証券を取得し、若しくは買い付けることを内容とした運用を行う場合。
- 当社等の従業員が、顧客の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む。）の供応を受ける場合。

### 3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

上記2(1)のとおり、対象取引とは、当社又は当社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引です（当社の親金融機関等又は子金融機関等のことを「当社関係者」といいます。）。

「親金融機関等」とは、当社の①親会社等、②親会社等の子会社等、③親会社等の関連会社等、④特定個人株主が総株主等の議決権の100分の50を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）及び当該特定個人株主が総株主等の議決権の100分の20以上100分の50以下の議決権を保有する会社等のうち、(a)金融商品取引業者、(b)銀行、(c)協同組織金融機関、(d)株式会社商工組合中央金庫、(e)保険会社（外国保険会社等も含む。）、(f)無尽会社、(g)証券金融会社、(h)短資会社、(i)外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者のいずれかに該当する者をいいます。

「子金融機関等」とは、当社の①子法人等又は②関連法人等のうち、(a)金融商品取引業者、(b)銀行、(c)協同組織金融機関、(d)株式会社商工組合中央金庫、(e)保険会社（外国保険会社等も含む。）、(f)無尽会社、(g)証券金融会社、(h)短資会社、(i)外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者のいずれかに該当する者をいいます。

当社の場合、「親金融機関等」には、当社グループに属する会社のうち、我が国において金融商品取引業を行っている会社、外国（例えば、米国、欧州、アジア等）において当該国の法令に準拠し、金融商品取引業、銀行業、保険業を行っている会社等が含まれます。

また、本方針の改正実施日において、当社の「子金融機関等」に該当する会社はございません。

### 4. 利益相反のおそれのある取引等の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引等を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせることにより当該顧客の保護を適正に確保いたします（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が採られるとは必ずしも限られません。）。

- 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
- 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法（ただし、当社又は当社の親金融機関等若しくは子金融機関等が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）

## 5. 利益相反管理体制

### (1) 利益相反管理統括部署の設置

当社のコンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、コンプライアンス部長をその責任者とします。

利益相反管理統括部署は営業及び運用部門からの独立性を保証され、具体的な案件の処理について営業及び運用部門から指揮命令を受けることはありません。

利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引等の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

### (2) 内部監査部による内部監査

当社の内部監査部は、「内部監査規程」に基づき、利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について監査を行うものとします。

以上

本方針の改定状況

平成21年6月1日 策定

平成22年8月2日 改定

平成23年8月1日 改定

平成24年8月20日 改定

平成26年11月27日

令和2年9月30日 改定

令和4年6月22日 改定